

情報通信審議会 総会（第30回）議事録

1 日 時：平成25年10月1日(火)10時00分～10時47分

2 場 所：総務省 第一特別会議室（8階）

3 出席者：

（1）委員（敬称略）

西田 厚聰（会長）、徳田 英幸（会長代理）、青木 節子、浅沼 弘一、
石戸 奈々子、井手 秀樹、伊東 晋、清田 瞭、近藤 則子、佐藤 正敏、
鈴木 陽一、須藤 修、知野 恵子、根本 香絵、野間 省伸、服部 武、
廣崎 膨太郎、藤沢 久美、三尾 美枝子、村本 孜、山内 弘隆、吉田 進
（以上22名）

（2）総務省

桜井 俊（総務審議官）、吉崎 正弘（総務審議官）

（情報通信国際戦略局）

阪本 泰男（情報通信国際戦略局長）

（情報流通行政局）

福岡 徹（情報流通行政局長）、吉田 靖（政策統括官）、

今林 顕一（郵政行政部長）、南 俊行（官房審議官）、

松岡 幸治（郵政行政総合研究官）

（総合通信基盤局）

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、

河内 達哉（データ通信課長）

（3）事務局

倉橋情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題：

（1）諮問事項

ア．「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」について

【平成25年10月1日付 諮問第20号】

イ．「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について【平成25年10月1日付 諮問第1218号】

（2）報告事項

分科会・各部会の活動状況について

開 会

○西田会長 　ただいまから情報通信審議会総会第30回を開催いたします。

　本日は委員30名中22名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

　本会議の様子は、インターネットによりまして中継しておりますので、あらかじめご了承ください。

　それでは初めに、桜井総務審議官からご挨拶をお願いいたします。

○桜井総務審議官 　本日は、大変ご多忙のところ、情報通信審議会総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。ご案内のとおり、昨日副大臣政務官の人事異動がございました関係で、私から冒頭ご挨拶をさせていただきます。

　情報通信行政、郵政行政、先生方には日ごろ大変格別のご理解、ご支援を賜っておりまして、御礼申し上げます次第でございます。この分野は変化も大変激しくて、かつ国際競争も厳しい分野でございますので、引き続きお知恵をお借りしながら、適切な行政に努めてまいりたいと考えております。

　本日、2つの諮問をさせていただきます。最初は、ドメイン名に関する情報通信政策の在り方でございますけれども、ご案内のとおり、インターネットが国民に必要な不可欠なメディアになっているということでございますが、その中でもとりわけドメイン名というのは、まさに不可欠なものでございます。その管理運営の在り方につきまして、信頼性・透明性をどのように高めていくのかということについてご審議いただければと考えております。

　またもう一つが、郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方でございます。これは平成24年に郵政民営化法の改正がございまして、新たに郵便局での一体的なユニバーサルサービス確保というのが責務として規定されたということでございまして、この確保方策についてご審議いただくとともに、あわせて、政府の規制改革実施計画におきまして、郵便・信書便市場の更なる活性化方策の検討という指摘も受けております。この点についても、あわせてご審議いただければと思っている次第でございます。

　いずれも大変重要な案件でございます。委員の皆様幅広い視点からのご審議をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○西田会長 　ありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、先ほど審議官からもお話がございました諮問事項2件、報告事項1件でございます。

諮問事項

ア.「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」について
【平成25年10月1日付 諮問第20号】

○西田会長　　初めに、諮問第20号「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

○河内データ通信課長　　総務省データ通信課長の河内でございます。お手元の資料30-1-2「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方について」、この資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、1ページ目にて、インターネットドメイン名とは何かということを簡単にご説明させていただきます。インターネットにおきましては、通信を制御するために、ネットワーク上のルーターとか、サーバーとか、PC等にIPアドレスというものが割り振られております。IPアドレスといいますのは、数字のみで表されているものでございます。資料の1ページ目の右上のところに、203.180.140.4というのがございますが、これがIPアドレスに該当いたします。

一方、ドメイン名と申しますのは、IPアドレスを人が使いやすい形で表記したものでございまして、このページの例でいきますと、「soumu.go.jp」、これがドメイン名に該当いたします。ドメイン名とIPアドレスは、1対1で対応しております。

ドメイン名のうち、このページの例でいきますと、一番右の部分、「.jp」の部分ですが、これをトップレベルドメインと呼びまして、左に移るにつれて、順次セカンドレベル、サードレベルと呼ばれております。

トップレベルドメインにつきましては、右下にも書いてございますが、国別トップレベルドメインと分野別トップレベルドメインの2種類がございます。国別のトップレベルドメインと申しますのは、「.uk」とか、「.jp」とか、「.cn」といった国名を表したものが約200種類ございます。

一方、分野別としては、商業組織を表す「.com」とか、非営利組織を表す「.org」といったものが22種類存在しております。jpドメインというのは、我が国におきま

して、日本レジストリーサービス（JPRS）という我が国の株式会社が管理し、運営しておりますが、分野別のトップレベルドメイン22種類は、全て海外の組織により管理されております。

次のページをご覧くださいと思います。2ページの右側の下の図が、ドメイン名をIPアドレスに変換する仕組みを簡単な図にしたものでございますが、この図にございますとおり、ドメイン名というのはトップレベルから順々に絞り込んでいくという仕組みでございますので、トップレベルドメインというのは、登録者数が非常に多いため、ここに何かの障害が発生したときには、影響が非常に大きくなるということでございます。

3ページをご覧くださいと思います。一方で、分野別のトップレベルドメインにつきまして、近年の動きをご説明いたします。先ほど分野別トップレベルドメインについては22種類とご説明しましたが、インターネットを管理している非営利法人でありますICANNが、地名や企業の名称などを使った新しい分野別トップレベルドメインの導入のための承認プロセスを策定いたしました。これを受けまして、全世界で1,930件、我が国からも71件の申請があったところでございます。審査はこれからですが、今後我が国において管理運営される新たな分野別トップレベルドメインというのが出てくる可能性が非常に高くなってきたという状況でございます。

1ページめくっていただきたいと思います。以上を踏まえまして、今回の諮問の概要をご説明いたします。まず、諮問理由でございますが、インターネットと申しますのは、我が国社会経済の非常に重要なインフラであります。その上で、インターネットの利用を行う上での基盤であるドメイン名についても、管理運営の在り方が非常に重要になってございます。

とりわけ日本の国別トップレベルドメインである「.jp」につきましては、我が国固有のドメインであること、また、利用者数が非常に多いため、サーバーの運用に何かの支障が発生した場合の影響が極めて大きいといったことから、非常に高い公共性を有しております。従いまして、管理運営に当たっての信頼性、あるいは透明性の確保の在り方について検討する必要がございます。

更には、先ほどご説明いたしました新たな分野別トップレベルドメインが我が国においても出てくる可能性が高いといった意味で、国別トップレベルドメイン以外の一般的なトップレベルドメイン名につきましても、その信頼性・透明性確保の在り方に

ついても、合わせて検討する必要があると考えております。

以上を踏まえまして、答申を希望する事項でございます。まず、1点目としましては、国別トップレベルドメイン名の管理運営において求められる信頼性・透明性とその確保の在り方、2点目としまして、それ以外の一般的なドメイン名の管理運営において求められる信頼性・透明性とその確保の在り方、3点目としまして、その他必要と考えられる事項、以上の3点でございます。

スケジュールとしましては、来年3月を目途に、6カ月程度の審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○西田会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からのご意見、ご質問をいただければと思います。どなたからでも結構ですから、どうぞ。

○鈴木委員　　よろしいでしょうか。

○西田会長　　どうぞ、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　　大変重要な問題で、是非しっかり考えなければいけないと思います。答申を希望する事項の中に、信頼性・透明性というのがありますが、もう一つは、信頼性の中に入るのだと思いますけれども、それぞれのドメインが何を表しているのかという、ある意味での分かりやすさ、了解性みたいなものも大切かなと思います。

例えば、何年か前から数字がドメイン名に使えるようになって、私の身近なところですと、AM放送局が自分のところのキロヘルツ単位の周波数をドメイン名に使っているという例があります。しかし、まだなかなか広がっていない。それから、例えば、日本語のドメイン名というのも全然広まっていない。そういったものが広まってくると、普通の我々市民は、このドメインが何を意味しているのか、あるいはドメインの中のサブドメインが、その中で何を分類しているのかということが分かりやすくなると思います。そんな了解性というものも検討の対象としてあり得るのかなと、今日の諮問案を聞いて感じたところです。

以上です。

○西田会長　　ありがとうございました。他にございますか。どうぞ。

○廣崎委員　　今のコメントにも関係するのですが、是非この検討項目の中に、今後の方向性で非常に重要なmachine to machineの接続、あるいはI o T (Internet of

Things) といった、今まで人が中心でしたから、人の所属するドメインということで、ある種の既定のバックグラウンドができていたのですけれども、M t o M、I o Tになったときに、このドメインの基盤というのがどう変わっていくのかといったことも、この機会にあわせてご検討いただければいいのではないかと思います。

それからもう一点は、技術的にはドメイン・ネーム・サーバー (DNS)、あるいはルートサーバーそれぞれで I P v 4、I P v 6 の並列運転というのが大体整備されていますけれども、今後、先ほどの I O T、M t o M という時代になってくると、I P v 6 との整合性、このあたりも是非技術的にちゃんとした方向性を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○西田会長 ありがとうございます。他にございましたら、どうぞ。

○三尾委員 大変恐縮なのですが、よくわからないので、質問させていただきたいのですけれども、ドメイン名に関しましては、1 ページ目に書かれてありますメールアドレスのローカル群につきまして、個人の申請に基づき設定できるものですから、早い者順であるという処理をされていると思います。

これは商標と非常に似通った機能を持ってしまして、商標の場合ですと、特許庁が非常に厳しい審査をして、妥当かどうかの判断をした上で登録するのですけれども、ドメイン名の場合は、そういう作業がないものですから、これまでもそれについて、第三者的なものが企業のコンタミネーションを狙って、ドメイン名を登録するということがあって、裁判にもなっております。私もそういう裁判を担当したことがございまして、これからドメイン名の重要性がさらに増す時代になっていきますので、申請に対しまして付与する基準というものについて、ドメイン名についてもこれから変更があるのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○西田会長 それでは、お願いします。

○河内データ通信課長 お尋ねの件について、今回の検討事項は、仰った内容よりも、ドメイン名を管理している事業者、例えば、サーバーの管理運営が信頼性をいかに保つか、あるいはドメイン名を管理する事業者が、世の中に対していかに情報公開すべきかといったことを検討するというのがメインでございまして、先生が仰ったことにつきましては、今既に紛争処理の仕組みが中にございますので、そこについては、今回は検討の対象外として考えております。

○西田会長 よろしゅうございますか。どうぞ。

- 服部委員　　今のご質問にも関係するのですけれども、このガイドラインがどういう強制力と申しますか、精神論ではなくて、具体的にどういう強制力を持つかが多分重要になると申します。この議論の中では、最終的には法制化まで考えるのか、要するに、どういう最終的な取りまとめと申しますか、それについて、ちょっとご質問したいのですけれども。
- 西田会長　　どうぞ。
- 河内データ通信課長　　ガイドラインかどうか分かりませんが、まず何をすべきかということがあって、それを担保するためにどういう措置を講ずるかという二本立てになると思います。もちろん中身については、今回議論しますし、それをどう担保するかということにつきましても、予断なくどういう方法がいいのかをご議論いただきたいと思っております。
- 西田会長　　よろしゅうございますか。どうぞ。
- 知野委員　　DNSサーバーに問題があれば、ドメイン名の利用が不可能になるというご指摘があって、そのとおりだと思うのですけれども、実際に国内外を含めて、何かそういう問題が起きたという報告事例とか、またその原因の分析及び対策みたいなものはこれまで出ているのでしょうか。
- 河内データ通信課長　　非常に細かい事例はあろうかと思いますが、何か大きな問題になるようなものについては、これまでのところございません。
- 知野委員　　分かりました。何かそういう事象があれば、透明性ということ为先ほどからご指摘されていますけれども、そういう問題があるからこそ検討が必要だと、何か具体例で示していくことも必要ではないかと思えます。
- 西田会長　　他にございませんでしょうか。どうぞ。
- 清田委員　　素人なので、よくわかっていないところがあるのですけれども、私は東京証券取引所におりまして、色々なシステム上のトラブルが経営上最大の監視事項というので、今日お話を聞いていると、DNSサーバーに何らかの問題が起きたときには、全部がだめになるということでした。これもトップレベルドメインとセカンドレベルドメイン、サードレベルドメイン、それぞれのドメインのDNSサーバーが存在しているのだと思うのですけれども、今回の答申の中で、セカンドレベルドメインが増加するということについて諮問があると理解してよろしいのでしょうか。
- 河内データ通信課長　　先ほど私が申し上げたのは、増加するのは、国別トップレベル

ドメイン以外の分野別トップレベルドメインでございます。今現在日本国で運営されているものはないのですが、今回 I C A N N の方針でそれを増やすということで、日本の企業からも、そちらが増えるということになります。

○清田委員　このそれぞれの国別のトップレベルドメインは、今 I C A N N が管理していて、そのサーバーはどこにあるのかということも分からないのですけれども、日本で、当然今回国内で管理できる DNS サーバーをどこに置くかということになると、天変地異も含めて、そのサーバーがどういう状況の中で不調を起こした、これはシステム上の不調なのか、天変地異による被災なのか、色々なことが起こり得ると思うのですけれども、そのあたりはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○河内データ通信課長　議論の詳細に入ってしまうので、あまり具体的なことは申し上げられませんが、そういったことも含めて、今後何か天変地異、あるいはシステムの不調なりで大きな事故が起こらないために、信頼性を保つためにどういった基準を設けるべきか、あるいは何らかの事故があったときの報告義務みたいなものをどうすべきかということをご議論いただこうと考えております。

○清田委員　ありがとうございます。証券取引のシステムもすごく大変なのですけれども、インターネットが不調を来すというのは、ある面ではもっと広い範囲に影響があるだけに、諮問の安全性とか、信頼性とか、透明性とかということについては、非常に大事だと思いますので、これから私も素人なりに一緒に考えさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○西田会長　他にございませんでしょうか。

それでは、各委員の方々から、貴重なご意見、ありがとうございます。他にご意見等がございませんようでしたら、ただいまの説明を了承いたしまして、本件諮問の審議を進めることとさせていただきます。

本件につきましては、インターネットの今後の発展方策に関して審議することとなりますので、情報通信審議会議事規則第 1 1 条第 9 項の規定に基づき、情報通信政策部会に付託いたします。情報通信政策部会の構成員の皆様におかれましては、精力的な調査審議をお願いいたします。

イ。「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について【平成25年10月1日付 諮問第1218号】

○西田会長 続きまして、諮問事項第1218号「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について、総務省からご説明をお願いいたします。

○松岡郵政行政総合研究官 総務省郵政行政部の郵政行政総合研究官の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

資料30-2-2「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便事業の活性化方策について」をご覧いただきたいと思います。まず、1つ目、背景のところがございます。平成24年の郵政民営化法改正、10月1日で施行からちょうど1年になりますけれども、これによりまして、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に、郵便の役務に加えまして、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済、つまり、貯金のサービスと、簡易に利用できる生命保険、つまり、簡易保険の役務、今までは郵便だけだったものを貯金、保険も含めた3つを利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的、かつあまねく全国において公平に提供するようにする責務、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の責務が新たに課されました。

そのような中で、郵政事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している中で、どうやってユニバーサルサービスの提供を確保していくのかということについての検討が必要であるというところが1つございます。

他方で、規制改革実施計画、政府の閣議決定におきまして、郵便のうち、郵便の信書送達の信書ユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業と特定信書便事業と申しますが、後でまたご説明いたしますが、郵便以外の人が信書を運ぶ事業のうち、一般信書便のほうが、小さいものを送達することを前提に全面的に参入できるもの、特定信書便事業のほうは、特定のニーズに対応するものという違いがございます。

一般信書便事業のほうは、小さいものの送達を全国で提供するという参入要件を明確にすべきであるということ、それから、特定信書便事業のほうは、現在特定信書便特定として認めている範囲を見直すべきではないかということなどを含めた、郵便・信書便事業の競争促進について、平成25年度に検討を行い、結論を得ることとされております。これらにつきましてはの検討が必要となっております。

また、検討項目のところでは、1つ目は、郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策ということで、まず、郵政事業のユニバーサルサービスの内容、水準、これは現状が

どうなっているのかというところの確認と、コスト算定手法、これは電気通信などのユニバーサルサービスコスト算定手法のような形で、郵政事業のユニバーサルサービスには一体どのぐらいのコストがかかっているのかというところを把握するための手法を整理していこうというものです。その上で、郵政事業のユニバーサルサービスをどうやって確保していくのかという方策についての検討をお願いしたいということが1つ目です。

2つ目が、郵便・信書便事業の活性化方策ということで、これは規制改革実施計画に掲載されております一般信書便事業の参入要件の明確化、特定信書便事業の業務範囲の在り方と、その他郵便・信書便事業における競争促進や更なる活性化の方策といった点についてのご議論をいただきたいと思っております。

3つ目がスケジュールでございますが、まず、本日、情報通信審議会に諮問いたしまして、2段階で考えております。規制改革実施計画のほうでは、今年度中に結論を得るという条件が課されておりますので、まず今年度末である平成26年3月を目途に、この課題に答えるような形で中間答申をいただき、あとはユニバーサルサービスも含めた全体の話は、もっと時間がかかりますので、そこは更に検討していただいて、平成27年7月を目途に、最終答申をいただきたいと考えております。

2ページ目、ここからは参考でございますが、まず、1つ目は郵政事業のユニバーサルサービスについてということで、ここは金融のユニバーサルサービスと表題を打っております。郵政民営化法の一部を改正する法律（平成24年法律第30号）が、昨年10月1日に施行されましたが、これで郵便局における金融ユニバーサルサービスの提供、銀行窓口業務、保険窓口業務の責務が新たに日本郵政株式会社と日本郵便株式会社に課せられました。日本郵便株式会社と申しますのは、ご案内のとおり、民営化当初は郵便局会社、郵便事業会社という別々の会社として成立していたものを、昨年の法律改正によって合併して、日本郵便株式会社という会社にしたものでございます。

銀行窓口業務と保険窓口業務の具体的な範囲につきましては、日本郵便株式会社法施行規則で決めておりまして、銀行窓口業務は通常貯金、定額・定期貯金の受け入れ、保険窓口業務は、終身保険と養老保険の保険募集、保険金支払いの受付といったところを行うこと、これが金融のユニバーサルサービスとして課されたところでございます。

3ページ目、信書とはということで、ご案内のようでありながら、なかなか細かいところについてはご存じない方もおられるということもございまして、ご説明いたします。信書は、郵便法の第4条第2項に定義がございまして、「特定の受取人に対して、差出

人の意思を表示し、または事実を通知する文書」となっております。

「特定の受取人」と申しますのは、差出人がその意思の表示、または事実の通知を受ける者として特に定めた人、「意思を表示し、または事実を通知する」ということは、差出人の考えや思いを表し、あるいは現実には起こっている、または存在する事柄の事実などを伝えることです。「文書」とございますのは、文字、記号、符号など、人の知覚によって認識できる情報が記載された紙、その他の有体物で、要は電子的なものでありますCD-Rとか、フラッシュメモリーとかといったものは、人の知覚によっては認識できませんので、こういったものは信書ではありません。あくまで文字など、記号を含めますが、そういったものによって、人が見て分かる情報が記載されたものを文書として、それが信書であるとしております。

下のほうには、該当するものと該当しないものの例がございます。ざっくりと申しますと、普通の手紙、書状をはじめとしまして、請求書、招集通知の類い、許可書、証明書の類いは基本的に、信書でございます。他方で、信書に該当しないものは、新聞、雑誌、カタログ、あと小切手などの有価証券、プリペイドカード、乗車券、クレジットカード、会員カードの類いがございます。ダイレクトメールは、特定の人宛てのものは信書で、一般的なチラシを入れているものは信書に該当しないと整理してございます。

4 ページ目に行っていただきまして、信書便事業ですが、こちらは概念図で書いてございますが、まず箱の中ですけれども、平成15年4月の信書便法制施行、信書便法は正式には「民間事業者による信書の送達に関する法律」と申しますが、こちらが施行されたことで、それまでは国、郵政省郵政事業庁に独占されていた信書の送達につきまして、全面的に競争原理が導入されました。郵便のほうは、郵便法に基づいて、ユニバーサルサービスを提供しています。

他方の信書便は、先ほど2つの類型があると申し上げましたけれども、この箱の中をご覧いただきたいと思います。日本郵便株式会社が提供しておりますサービスのうち、信書を運べるものは郵便ということで、郵便法で規定しております。ただ、郵便の中には、第三種、第四種などのように、信書に該当しないものも入り得るので、そういったものを含めて、郵便法で規定されているところです。

他方で、ゆうパック、ゆうメールなど、郵政民営化の際に、ユニバーサルサービスではないということで、他の民間業者が提供する宅配便、メール便と同じ荷物という扱いになりまして、これは貨物自動車運送事業法で規定されることとなりました。

信書の送達のうち、郵便以外で送達されるものにつきまして、左上の箱でございますが、一般信書便という全国において軽量・小型の信書便物を受け付け、配達するサービスと、特定信書便という付加価値の高い特定の需要に対応するサービスがありますが、これらについては信書便法に基づき、総務大臣の許可を受けて行っていただくということになっております。

次に、一般信書便事業の説明が5ページでございますけれども、手紙、はがきなどの基礎的なサービスであるところの軽量・小型の信書便物を差し出された場合に、全国で必ず引き受けて配達するものというものを、一般信書便役務と呼んでおりまして、この一般信書便役務というものを提供することを必須とした上で、その前提のもとで、全ての信書を送達することができるというものでございます。

そのようなサービスの条件としまして、下のほうに①②③とございます。①は利用しやすい全国均一料金で、最低基本料金の上限が、通常郵便物の封筒の80円と同額である。それから、②が、全国において毎日1通から引き受け、配達をする。③が、随時、簡便、かつ秘密保護が確実な差し出し方法の確保でございます。これは主に郵便差出箱とほぼ同様の信書便差出箱の設置を念頭に置いております。

今回問題になっておりますのは、特に随時、簡便、かつ秘密保護が確実な差し出し方法とは何ぞやといったところなどが曖昧なのではないかということが規制改革会議で議論になりまして、それでそこについて明確化を図るためのご検討をいただきたいというところでございます。

6ページに行ってくださいまして、特定信書便事業の説明ですが、特定信書便事業とは、付加価値の高い特殊な需要に対応するサービスのみを提供するというもので、①②③に、1号、2号、3号とございます。これは法律の号番号なのですが、①が、大きい又は重いサービスということで、長さ幅と厚さの合計が90センチを超えている、または重量が4kgを超えているような大きいもの、重いものを運ぶ。

②が、速いサービスということで、差し出されてから3時間以内に送達する、例えばバイク便のようなサービスですが、郵便のシステムでは提供できないということから、これも民間の人に自由にやっていただきましょうということになっております。

それから、③の料金が高いサービスというところで、これは料金が1,000円を下回らない範囲で、総務省令で定める額ということで、国内では1,000円としております。国際サービスに関しては、国別に少し細かく料金を決めておりますが、当然料金

をいただだけの高い付加価値を提供するというので、こういったものは民間の創意工夫で自由に提供していただいております。

このような考え方で、3つの役務の類型がある。この基準がどうかということが、規制改革会議では論点になった2つ目でございます。

駆け足になりましたけれども、以上が、議論の対象になります。よろしく願いいたします。

○西田会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○佐藤委員　　ユニバーサルサービスについてですが、ここでは郵便局で一体的かつあまねく全国において公平に利用できるようにすると書いてあります。全国津々浦々の郵便局で、郵便事業とともに、金融と保険のサービスが提供できるというのは、利用者にとって非常に利便が増すと考えます。同時に、消費者保護の観点からいきますと、今、金融業界、あるいは保険業界は、非常に厳しい説明責任を負わされています。

そういう意味で、今回のこの諮問に当たっては、郵便ユニバーサルサービスの内容、水準、コストの算定方法の整理というのが入っていますが、現在金融、あるいは保険の中で、具体的にどんなふうに説明責任が問われて、専門性を高めるために、それぞれの募集をする人間の教育など、どういう風にやっているか、こういう実態を是非調べていただいて、今後郵便事業としてやる場合に、今まで金融、あるいは保険でやっていることと齟齬が生じないように是非していただきたいと思います。

それから、1つ質問なのですが、この信書便の定義に基づくと、電報というのは、信書便の中に入るのでしょうか。具体例として掲げられていないものですから、ちょっとご質問させていただきます。

以上です。

○松岡郵政行政総合研究官　　まず、お尋ねでございます電報なのですが、こちらは、信書便の制度ができる前からあったものでございまして、電気通信事業法の附則において電気通信役務としてサービスが提供されています。信書便には含まないという整理をしております。

それから、消費者保護の関係ですけれども、2点ございまして、1点目は、今回の諮問の論点になっております日本郵政株式会社、日本郵便株式会社は、あくまで代理店業

務とか、事務代行とかをやる会社でございますので、金融本体でありますゆうちょ銀行とかんぽ生命が、今回直接の議題になるわけではないということがございます。

ただ、そうは言いまして、金融サービスを窓口として提供するところではございますので、そこはご指摘のような金融や銀行の代理店でありますとか、保険の事務代行として適切であるかどうかという点も考えの中に入れていく必要があるのかなとは思いますが。

以上でございます。

○佐藤委員 では追加になりますが、保険は、現在代理店というのが募集をしております。その代理店に対する規制が、昔と比べて非常にきつくなっています。そういう意味では、仕組みは同じではないかと思っておりますので、検討する際に、是非他業界のことも含めてご検討いただきたいと思っております。

○松岡郵政行政総合研究官 分かりました。

○西田会長 他にございますか。

○鈴木委員 関連してよろしいでしょうか。

○西田会長 はい。

○鈴木委員 今回の佐藤委員の話聞いておまして、いわゆる郵便ですね。その中でも、教育訓練というのをいかに担保するかというのが、参入要件として非常に重要になるのではないかと。特にユニバーサルサービスの場合には、今、佐藤委員からもありましたように、日本にとって非常に重要な、必須のサービスですので、そこに帰ってくるためには、モラルをどうやって守っていくかということが重要かなと、今の質疑を通じて感じました。

もう一つです。資料30-2-2の4ページに信書と非信書の分類が出ておりますが、私が思いますのに、世の中はもう少し流動化している気がしてなりません。例えば、昔は郵便局で小包を出しに行きますと、ほとんどの場合、この中に手紙は入っていないかと聞かれた気がするのですが、今は宅配便の会社とかに行くと、そんなことを聞かれることはまずないですし、納品書とか、領収書が非信書だと聞いて、なるほどと思ったのですが、最近通信販売で、荷物にこういったものが入っているような気がします。そうしますと、この分類を考えたときと、今、通信販売というものが持つ荷物、宅配便の中に占める役割というのはものすごく大きくなっていることを考えると、信書と非信書の境界線のところをどう取り扱うのかということも、現代的な意味では非常に重要かなと、

今のご説明を聞いて、あと私がこれまで市民として暮らしてきた経験を踏まえると、感じました。

○松岡郵政行政総合研究官　まず、1つ目の参入要件として、モラル的なものが重要ではないかということでございますが、これは郵便もそうですが、信書便も、信書便管理規程というものをつくって、それは社内での教育訓練、あるいは安全管理体制といったものについての定めですが、総務大臣の認可を受けていただいた上で、それを行っていただくということを義務づけており、かつ定期的に検査に入りまして、その辺をどうしているのかというところは確認をしながらやっているということでございます。

ですので、今、特定信書便事業につきましても、全社そのようにお願いしているところですし、一般信書便事業への参入があった暁には、ましてそういうところは重要になるだろうと考えております。

あと、信書の境界線の話でございます。通信販売に入っております領収書の類いは、アマゾンなどから届くものが典型だと思うのですが、入っているのは、入っている本が何冊、これについて代金は幾らですという通知で、こういったものは、荷物に添付される添え状と申しまして、信書ではあるのですけれども、荷物と一緒に運ばれている分には問題はありません。無封の状態ではあるのですが、これは信書ではあるけれども、荷物と一緒に運ばれなかったら不便だろうということで、貨物事業者が運んでも構わないということになっております。

そういったこともありまして、実務上は問題ないようになっているのですが、そういう意味で、貨物に添えられる無封の添え状、送り状といったものに該当しないものであって信書であるものについて、私どもとしても、先ほど有体物で見えるものと申し上げましたが、見える形で秘密的なことが書いてあるようなものについては、秘密を守っていただくということが重要であるということで、そこを基本として私どもは見ていきたいと考えております。

境界事例に関しては、この審議会で審議も含め、これからも色々ご議論があることと思しますので、そこは考えていかなければならないと思っております。

○西田会長　他にございますか。

○近藤委員　郵便局が大好きなローテク研究会の近藤です。今日は信書ということなのですが、日本は郵便局で切手やはがきの販売はあるのですが、やや地味かなと日ごろ思っておりまして、欧米に行くと、郵便局は町のとても楽しい雑貨屋で、観光客が

その町に行くと、必ず立ち寄るような、お土産ものを置いてあったり、言ってみれば、楽しいお店になっています。

ですから、いきなりは無理かもしれませんが、せっかく民営化されたことで、これからオリンピックもやってくることで、町の郵便局をもう少し楽しく演出するような工夫として、例えば、ゆうパックのデザインももうちょっと色々な、華やかな、受け取って楽しくなるようなデザインを公募していただくとか、切手も本当に素晴らしい優れたデザインなのですけれども、売り方もなかなか地味かなと思うので、そのあたりをもう少し工夫していただけると、楽しいお手紙を書く人が増えて、活性化するのではないかと思います。特に地域の観光資源としても有力な商品だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

それには、市民の、今、高齢者の人たちは、地方に本当にアーティストがたくさん、子供たちからたくさんいますので、そういった方たちの発表の場や発信の場にもしていただけたらよろしいかと思います。よろしくをお願いします。

○松岡郵政行政総合研究官　ありがとうございます。ご指摘のようなことをする経営努力というの、郵政事業のユニバーサルサービスを確保していくのに非常に重要なことだと思いますので、会社の判断ではございますけれども、そこはあわせて考えたいと思います。

○西田会長　他にございましたら、どうぞ。

○服部委員　よろしいですか。

○西田会長　どうぞ。

○服部委員　服部です。ユニバーサルサービスを確保するという事は、大変重要なテーマだとは思いますが、1点質問になるのですが、郵政民営化法が施行されて、当初は、郵便局に行きますと当時担当窓口が分かれて、完全に分離されていたわけです。それが、規制改革の実施で、私の理解が正しいかどうかわからないのですけれども、もし、窓口業務というのが共通に扱っていいということになれば、郵便事業だけではなくて、保険も含めた郵政全体の、ある意味ではオーバーラップしています。人件費を含めた形で全体を見ないと、ユニバーサルサービス事業だけでコストというのは分離できるのかどうか、それが疑問です。もし、窓口業務の体制の在り方が変わったとすれば、全体を含めたコスト算定をやっていかないと、ユニバーサルサービス事業では閉じた形にならないのではないか、それが1つです。

それからもう一つは、情報通信関係ですと、ユニバーサルサービスをやるためには、基金が必要だということになって、実際に実施されていると思うのですが、そういう基金的なこともこの検討の中に入っているのかどうか。

全国津々浦々サービスするには、どうしてもコストが高くなる。それを一定の料金でやるというのは、実際にはかなり難しいと思うのです。ですから、何らかの基金的なことも、その場合だと考えることも必要だと思います。その2点についてお伺いしたいのですけれども。

○松岡郵政行政総合研究官　まず、お尋ねの1点目、窓口の件ですけれども、これはまさにご指摘のありました、当初は窓口が郵便事業と郵便局で別々でした。これを効率化しましょうという点もあって、昨年施行された民営化法改正が行われました。これで会社を1つにして、共通費部分は削減していく。貯金、保険も一緒にやるということになったということです。

この現在の窓口サービスの枠組みというものを前提に、ユニバーサルサービスについて議論したいと考えてございます。ただ、コスト算定に関しましては、ご指摘のとおり、当然全体を見て、その中からユニバーサルサービスの部分を切り出すということが必要でありますので、そこはデータについて具体的に検討していく過程では、ユニバーサルサービスの部分に限らない、全体についての情報提供もお願いしながらということになっていこうかとは思っております。

2点目、基金でございます。郵便事業においても、情報通信と同様に、基金制度を設けた国が欧州にはございますが、これが設けただけでまだ機能していないとか、基金の額が少なかったもので、結局補助金を出している国とか、そういった例が多うございまして、かつ今回の郵政事業となりますと、貯金、保険も含めるという形になってきますので、基金制度をつくるという前提で議論するという感じにはあまりならないのかとは思いますが、ユニバーサルサービス確保策の一つの選択肢の中には当然入っているということではあるので、そういう位置づけで考えております。

○服部委員　分かりました。要するに、攻める経営をするのか、守る経営をするのかで、多分色々な方針も変わると思います。郵便事業というのは、非常に重要な事業ですので、今後も是非活性化、ある意味では、競争政策の中で活性化していくということが重要かと思えます。

○西田会長　他にございますか。

それでは、ご意見色々ありがとうございました。他にご意見がございましたら、ただいまの説明を了承いたしまして、本件諮問の審議を進めることといたします。

本件につきましては、郵政事業に関する調査審議を行うこととなりますので、情報通信審議会議事規則に基づきまして、郵政政策部会に付託いたします。

また、当該諮問を幅広い分野から調査審議するために、部会に所属する構成員を新たに追加いたします。

当該調査審議に当たりまして、4名の臨時委員が総務大臣から任命されております。この4名の臨時委員と本日欠席されておりますが、中山委員の郵政政策部会への所属を情報通信審議会令第6条第2項の規定に基づきまして、私から指名させていただきます。構成員の名簿は、お手元の資料30-2-3のとおりといたします。

郵政政策部会の構成員の皆様におかれましては、精力的な調査審議をお願いいたします。

報告事項

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

- 西田会長　それでは、次に分科会・各部会の活動状況につきまして、事務局からお願いいたします。
- 倉橋管理室長　技術分科会及び各部会の活動状況につきましては、情報通信審議会議事規則第10条第6項及び第11条第11項の規定により、総会に報告することとされております。事務局において、お手元の資料30-3のとおり取りまとめましたので、これをもって報告とかえさせていただきます。

閉　　会

- 西田会長　それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。
次回の日程につきましては、別途調整させていただきますので、事務局からご連絡させて

いただきます。

それでは、本日の会議を終了いたします。